

築上町の財務書類3表(全体)

全体貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	66,803	固定負債	22,874
有形固定資産	60,339	地方債等	13,740
事業用資産	17,844	長期未払金	-
土地	5,172	退職手当引当金	2,425
立木竹	455	損失補償等引当金	-
建物	26,977	その他	6,709
建物減価償却累計額	△ 16,404	流動負債	2,019
工作物	1,955	1年内償還予定地方債等	1,308
工作物減価償却累計額	△ 1,436	未払金	180
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	90
航空機	-	預り金	54
航空機減価償却累計額	-	その他	387
その他	-	負債合計	24,893
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	1,125	固定資産等形成分	68,438
インフラ資産	40,936	余剰分(不足分)	△ 22,439
土地	1,398		
建物	818		
建物減価償却累計額	△ 179		
工作物	71,826		
工作物減価償却累計額	△ 33,121		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	194		
物品	2,160		
物品減価償却累計額	△ 601		
無形固定資産	89		
ソフトウェア	89		
その他	-		
投資その他の資産	6,375		
投資及び出資金	962		
有価証券	-		
出資金	962		
その他	-		
投資損失引当金	△ 7		
長期延滞債権	1,055		
長期貸付金	10		
基金	4,376		
減債基金	1,084		
その他	3,292		
その他	-		
徴収不能引当金	△ 21		
流動資産	4,089		
現金預金	2,155		
未収金	304		
短期貸付金	1		
基金	1,634		
財政調整基金	1,634		
減債基金	-		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	△ 5		
繰延資産	-		
資産合計	70,892	純資産合計	45,999
		負債及び純資産合計	70,892

築上町の財務書類3表(全体)

全体行政コスト及び純資産変動計算書

自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額	金額	
経常費用	12,717		
業務費用	6,829		
人件費	1,611		
職員給与費	1,419		
賞与等引当金繰入額	90		
退職手当引当金繰入額	13		
その他	89		
物件費等	4,762		
物件費	2,467		
維持補修費	225		
減価償却費	2,065		
その他	5		
その他の業務費用	456		
支払利息	196		
徴収不能引当金繰入額	48		
その他	212		
移転費用	5,888		
補助金等	4,416		
社会保障給付	1,412		
他会計への繰出金	-		
その他	60		
経常収益	832		
使用料及び手数料	637		
その他	195		
純経常行政コスト	△ 11,885		
臨時損失	7		
災害復旧事業費	-		
資産除売却損	3		
投資損失引当金繰入額	-		
損失補償等引当金繰入額	-		
その他	4		
臨時利益	173		
資産売却益	171		
その他	2		
純行政コスト	△ 11,719		
財源	11,825		
税収等	8,679		
国県等補助金	3,146		
本年度差額	106		
固定資産等の変動(内部変動)		960	△ 960
有形固定資産等の増加		3,673	△ 3,673
有形固定資産等の減少		△ 3,478	3,478
貸付金・基金等の増加		1,008	△ 1,008
貸付金・基金等の減少		△ 243	243
資産評価差額	2	2	
無償所管換等	9	9	
その他	23	23	-
本年度純資産変動額	140	994	△ 854
前年度末純資産残高	45,859	67,444	△ 21,585
本年度末純資産残高	45,999	68,438	△ 22,439

築上町の財務書類3表(全体)

全体資金収支計算書

自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	10,649
業務費用支出	4,749
人件費支出	1,589
物件費等支出	2,765
支払利息支出	196
その他の支出	199
移転費用支出	5,900
補助金等支出	4,417
社会保障給付支出	1,412
他会計への繰出支出	-
その他の支出	71
業務収入	11,884
税込等収入	8,469
国県等補助金収入	2,541
使用料及び手数料収入	682
その他の収入	192
臨時支出	3
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	3
臨時収入	-
業務活動収支	1,232
【投資活動収支】	
投資活動支出	3,345
公共施設等整備費支出	2,570
基金積立金支出	666
投資及び出資金支出	107
貸付金支出	2
その他の支出	-
投資活動収入	1,235
国県等補助金収入	768
基金取崩収入	160
貸付金元金回収収入	11
資産売却収入	270
その他の収入	26
投資活動収支	△ 2,110
【財務活動収支】	
財務活動支出	1,650
地方債償還支出	1,239
その他の支出	411
財務活動収入	2,357
地方債発行収入	1,980
その他の収入	377
財務活動収支	707
本年度資金収支額	△ 171
前年度末資金残高	2,254
本年度末資金残高	2,083
前年度末歳計外現金残高	74
本年度歳計外現金増減額	△ 2
本年度末歳計外現金残高	72
本年度末現金預金残高	2,155

注記(全体)

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

- ・道路・河川及び水路の敷地以外・・・昭和59年度以前取得：再調達原価
昭和60年度以降取得：取得原価（不明、無償取得のものは再調達原価）
- ・道路・河川及び水路の敷地・・・昭和59年度以前取得：備忘価額 1 円
昭和60年度以降取得：取得原価（不明、無償取得のものは備忘価額 1 円）

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券・・・償却原価法

②満期保有目的以外の有価証券

- ・市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格
- ・市場価格のないもの・・・取得原価または償却原価

③出資金

- ・市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格
- ・市場価格のないもの・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産・・・定額法

②無形固定資産・・・定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上

②徴収不能引当金

貸付金、未収金、長期延滞債権について、過去3年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上

③退職手当引当金

本年度末に特別職を含む全職員が自己都合退職した場合の退職手当必要額を各職員所属会計ごとに算出し、退職手当引当金として計上

※水道事業会計（法適用）と下水道事業会計（法適用）職員分については、次のとおり法適用以前の会計分類ごとに計上しています。

- <水道事業職員分：水道（簡易水道除く）事業特別会計、簡易水道事業特別会計>
- <下水道事業職員分：特定環境保全公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計>

④賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上

(5) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理

ただし、リース契約1件あたりの総額が300万円以下のリース取引やリース期間が1年以内のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

(6) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金、要求払預金）及び現金同等物（3か月以内の短期投資等）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 採用した消費税等の会計処理

水道事業会計、下水道事業会計は税抜方式、その他の会計は税込方式による会計処理を行っています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品の計上基準

取得価額または見積額が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産計上

②資本的支出の計上基準

修繕等に係る支出が当該償却資産の価値を高め、またはその耐久性を増すことと認められるものを資産計上

※区分が不明なものについて、金額が60万円未満の場合、または固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費（資産形成外）として取り扱っています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3. 重要な後発事象

該当ありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

該当ありません。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当ありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

奨学金貸付事業特別会計

椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計

霊園事業特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

水道事業会計

下水道事業会計

②地方自治法235条の5に基づき出納整理期間が設けられており、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

③表示金額単位・・・百万円単位

※原則として、百万円未満を四捨五入し表示しているため、合計が一致しない場合があります。